

インドネシアにおける小売役務の保護 の現状

ACEMARK Intellectual Property

Yenny Halim
(パートナー/弁護士)



ACEMARK 事務所は 1984 年に設立したジャカルタにある知的財産専門事務所で、6 名のパートナー弁護士をはじめ現在総勢約 50 名のスタッフを擁している。Yenny Halim は、ACEMARK 事務所のパートナー弁護士で常務取締役であり、知的財産手続において広範、豊富な経験を有する。

小売役務は、数多くの商品取引に関係しているため、最も広範な役務といえる。商標権者が、商標を保護しようとする製品を取り扱う小売業者を保護することは重要である。商標登録出願人の中には、小売業者の保護を失念している人もいるであろう。自分たちが店舗を開設して、自らの製品を売る必要はないからである。インターネットは、非常に急速な成長を遂げており、オンライン取引が従来の商取引の方法に取って代わっている。指先でタップするだけで世界中の人と取引することが可能である。店舗まで足を運んだり、交渉したり、求めている製品がどこで売っているか探したりという手間暇は必要ない。電子商取引によって、時間や場所の制約を受けずに売買を行うことが可能となっている。現在の小売業には、物理的な店舗の形態をとっているものもあれば、コンピュータを利用したオンラインの形態をとっているものもある。

小売役務は、二一ス国際分類の第 35 類に分類される。一部の国では、商標登録に際して小売役務に関する出願が認められていない。インドネシアの商標出願においては、国際分類第 35 類の小売役務を指定することについて特段の規定が存在しないため、35 類の小売役務を指定した商標登録が可能である。さらに、出願人が単に「小売役務」とだけ指定しようと、販売される商品の詳細を示すことによって小売役務を詳細に指定しようと、出願人の自由である。インドネシア商標局は、「他の者のために各種商品を取りそろえ（その輸送は除外する）、顧客がそれらの商品を手軽に検分・購入することを可能にする役務」というような書

き方であっても認可し、このような文言が小売役務を表すものであることを認識している。

販売される商品を詳細に特定した小売役務に関する出願の場合、商標局は、特定の商品分類における先行類似商標の有無を確認するために、該当する商品分類について調査を実施する。しかし、販売される商品を特定していない小売役務に関する出願の場合、商標局が分類横断的な調査を行うことはない。したがって、商標が使用される商品および当該商品を販売する小売役務に関して、別の事業者が所有している類似の先行商標が存在する可能性がある。

インドネシアの商標出願実務では、単に「小売役務」とだけ指定するか、あるいはさらに詳しい小売役務を指定するかは出願人の自由である。問題となるのは、出願人が単に「小売役務」とだけ指定することを選択するのはどのような状況においてか、詳細な小売役務を指定することを選択するのはどのような状況においてか、ということである。どちらを選ぶべきかは、先行商標が指定している役務および商品がどのようなものかによって決まる。たとえば、衣料品を扱う小売役務に関して非常に細かい商品が指定されていれば、肥料を扱う小売役務に関する先行商標が存在するとしても、出所混同のおそれは存在しないという理由で先行商標を克服することは容易である。それに対し、「小売役務」とだけ指定して小売役務の詳細を指定していない先行商標は、特定の商品の小売役務を指定する類似商標出願すべてに対し、先行商標として引用されることとなる。

そうした状況に置かれた出願人は、引用された商標の権利者の主たる事業を調査し、当該事業分野との非類似性に基づく反論を行うことができる。商標局は、双方の商標が類似しており、いずれも小売役務を対象としているが、それぞれの小売役務において販売されている商品が異なるという事実に基づいて決定を下すことがあるためである。一般に、商標局は小売役務において販売されている商品が異なることを考慮することなく出願を拒絶するが、そのような差異の主張が認められるケースもある。

下記事例は、左側の欄に示された商標「BOBO」の出願人が、出願された小売役務において販売される商品が右側の欄の他社の先行商標と異なっており、出所混同のおそれは存在しないという反論により審査官を納得させることに成功した例である。双方の対象となる消費者、市場および製品が異なるためである。双方の製品は、小売業の同じ部門（スーパーマーケット、百貨店、卸売業者等）で販売されることは考えにくいと言える。

<h1>BOBO</h1>	
<p>食品分野全般において、他の者のために各種商品を取りそろえ、小売店舗、卸売りアウトレット、通販カタログ、総合商品カタログ、電気通信もしくは世界的なコンピュータネットワーク上のウェブサイトにおいて顧客がそれら商品を手軽に検分・購入することを可能にし（商品の輸送は除外する）、さらに、コンピュータデータベースもしくは世界的な通信ネットワーク、電気通信手段を通じての前記サービスの提供を行う；大型スーパーマーケットにおける小売業務；下ごしらえ済み食肉および食肉製品の（食肉店での）小売販売；輸出業務（輸送業務以外）；輸入業務（輸送業務以外）；フランチャイジング業務（グループ購入、グループ宣伝）；他の者のための調達業務（他の事業者のために商品およびサービスを購入する）</p>	<p>店舗；ベビー用品取扱店舗；衣料品店；商業目的の展示会の主催</p>

小売役務に関する商標を出願する前に実施した事前調査の結果、35 類に同一もしくは類似の先行商標が検出されなかった場合は、単に「小売役務」だけを指定

して出願することにより、最も広範囲の保護を受けられる。「小売役務」だけを指定した自己の商標登録は、いかなる商品の小売役務を指定する後願の類似商標出願に対して、先行登録として引用されることになる。

インドネシアでは、2018年1月2日から、マドリッド協定議定書による国際商標登録制度が実施される。国際商標登録の出願人は、マドリッド協定議定書に加入している国のすべてが小売役務もしくは卸売役務に関する出願を認めているわけではないという点を理解することが大切である。それは、小売役務もしくは卸売役務が、商品もしくは役務の出所に関して十分な同一性の証明を提供し得ないという理由による。

(編集協力：日本技術貿易株式会社)